

広島県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏 名	住 所	業務の種類	廃止年月日
中込 奈美絵	廿日市市四季が丘六一 一五―二〇七	柔道整復	平成二六年一月六日
中久保 直樹	廿日市市四季が丘六一 一五―二〇七	柔道整復	平成二六年一月六日
山岡 克巳	江田島市大柿町飛渡瀬 一八〇蛭地ゆめタウン 江田島二階	柔道整復	平成二六年二月二八日
土井 友弘	江田島市大柿町飛渡瀬 一八〇蛭地ゆめタウン 江田島二階	柔道整復	平成二六年二月二八日
岡本 栄広	東広島市西条町寺家六 三九八―一フォレスト イン西条A―〇三号	あん摩マッサージ	平成二六年一〇月三十一日
松浦 俊秀	三原市宮浦五一―一五― 二六	はり・きゆう	平成二六年九月一日